



市 章

大津市公報

令 和 4 年 10 月 3 日
第 8 3 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 告 示

241 道路の区域の変更について..... 1

242 道路の供用の開始について..... 1

260 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出について..... 2

261 平成21年告示第47号（路上喫煙等禁止区域の指定について）の一部改正..... 2

○ 消 防 局 長 告 示

1 平成12年消防局長告示第1号（喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んでではない場所の指定について）の一部改正..... 2

○ 選 挙 管 理 委 員 会 規 程

1 大津市公職選挙法に基づく選挙運動に関する規程の一部改正..... 3

告 示

大津市告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和4年9月15日から同年10月6日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

路 線 名	区 間	変 更 の 前後の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
市道幹1064号線	大津市一里山一丁目字往還浦1311番2地先から 大津市一里山一丁目字往還浦1311番6地先まで	変更前	最小4.0～最大4.8	29.8
		変更後	最小5.4～最大6.2	
市道北1316号線	大津市真野普門二丁目字竹ノ花473番1地先から 大津市真野普門二丁目字井戸1238番地先まで	変更前	5.0	4.0
		変更後	5.0	
市道北2543号線	大津市堅田一丁目字八ヶ坪991番199地先から 大津市堅田一丁目字八ヶ坪991番163地先まで	変更前	最小5.7～最大11.0	77.0
		変更後	最小6.2～最大11.0	
市道北3010号線	大津市衣川二丁目字庄田527番2地先から 大津市衣川二丁目字庄田528番3地先まで	変更前	最小6.7～最大6.9	17.0
		変更後	最小6.7～最大6.9	
市道中2408号線	大津市山上町字上浄慶522番4地先から 大津市山上町字上浄慶522番4地先まで	変更前	最小2.0～最大3.0	11.8
		変更後	最小3.2～最大3.7	
市道中2409号線	大津市山上町字上浄慶522番6地先から 大津市山上町字上浄慶522番4地先まで	変更前	最小3.4～最大3.9	26.4
		変更後	最小3.8～最大4.4	

(令和4年9月15日揭示済)

大津市告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和4年9月15日から同年10月6日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

路 線 名	区 間	供用開始年月日
市道幹1064号線	大津市一里山一丁目字往還浦1311番2地先から 大津市一里山一丁目字往還浦1311番6地先まで	令和4年9月15日
市道北2543号線	大津市堅田一丁目字八ヶ坪991番199地先から 大津市堅田一丁目字八ヶ坪991番163地先まで	令和4年9月15日
市道北3010号線	大津市衣川二丁目字庄田527番2地先から 大津市衣川二丁目字庄田528番3地先まで	令和4年9月15日
市道中2408号線	大津市山上町字上浄慶522番4地先から 大津市山上町字上浄慶522番4地先まで	令和4年9月15日
市道中2409号線	大津市山上町字上浄慶522番6地先から 大津市山上町字上浄慶522番4地先まで	令和4年9月15日

(令和4年9月15日揭示済)

大津市告示第260号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年10月3日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号
あーやんケアサービス	大津市坂本三丁目33番55号	予防介護サービス株式会社	大津市坂本三丁目33番55号	居宅介護、 重度訪問介護	令和4年 8月31日	2510100668

大津市告示第261号

平成21年告示第47号（路上喫煙等禁止区域の指定について）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から適用する。

令和4年10月3日

大津市長 佐 藤 健 司

別図を次のように改める。

（「次のように」は省略し、改正後の別図は大津市役所環境部環境政策課及びインターネットの大津市ホームページ内（<http://www.city.otsu.lg.jp>）において縦覧に供する。）

消 防 局 長 告 示**大津市消防局長告示第1号**

平成12年消防局長告示第1号（喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所の指定について）の一部を次のように改正する。

令和4年10月3日

大津市消防局長 山 川 真 也

第1号の表大津市生涯学習センターの項の次に次のように加える。

滋賀アリーナ	観覧場	上田上中野町	客席部分	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止
--------	-----	--------	------	---------------------

選挙管理委員会規程

大津市選挙管理委員会規程第1号

大津市公職選挙法に基づく選挙運動に関する規程（平成7年選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月3日

大津市選挙管理委員会

委員長 北 井 征 暁

様式第28号備考第4項第2号中「15,800円」を「16,100円」に改める。

様式第31号別紙2中「15,800円×1」を「16,100円×1」に、「15,800円」を「16,100円」に改める。

様式第35号備考第4項第2号及び様式第36号別紙中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

様式第40号備考第4項第2号及び様式第41号別紙備考第2項中「573,030円+27円50銭」を「586,905円+28円35銭」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月3日から施行する。